



時間外労働・休日労働に関する協定届 (36協定)

労働基準法では、労働時間の上限や休日の与え方について定めています。
この労働時間を超えて働かせる場合、また休日に働かせる場合は、
「時間外労働・休日労働に関する協定届 (36協定)」が必要となります。
今回のあおぞらレターでは、この36協定についてお伝えしたいと思います。



労働基準法で定める労働時間と休日とは？

●法律で定められた労働時間 (法定労働時間)

- ・1週間について40時間を超えて労働させてはならない かつ
- ・1週間の各日について8時間を超えて労働させてはならない など
(労働基準法第32条「労働時間」)

法定労働時間を超えて労働させる

●法律で定められた休日 (法定休日)

- ・毎週少なくとも1回の休日 または
- ・4週間を通じ、4日以上の日を休ませなければならない
(労働基準法第35条「休日」)

法定休日に労働させる

36協定の締結・届出が必要

時間外労働・休日労働に関する協定届 (36協定)のポイント

●36協定における協定しなければならない事

〔時間外労働について〕

時間外労働をさせる

- ① 具体的事由 (例 臨時の受注、納期変更 など)
- ② 業務の種類 (例 検査、機械の組み立て など)
- ③ 労働者の数 (業務の種類ごとに対象労働者数を定める)

※1 ④ 延長することができる時間 (1日/1日を超え3か月以内の期間/1年間の3項目)

※2 ⑤ 協定の有効期限

〔休日労働について〕

- ①～ ③、⑤は時間外労働と同じ
- ② 休日労働をさせることができる休日並びに始業・終業の時刻等



※1 省令により延長することができる時間の限度 (限度基準) が定められています。

限度基準を超えて労働させる場合 (臨時的なものに限る) は特別条項を定める必要があります。

※2 協定の有効期限は原則として1年です。有効期限が切れる前に新たな協定書を締結し、届出をする必要がありますので注意しましょう。

なお、36協定の締結・届出については上記以外にもいくつかの注意事項があります。詳しくは下記 URL をご確認ください。<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0128/4087/201417145916.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277